

令和7年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 8 号	令和7年度宝塚市水道事業会計予算	可決 (全員一致)	3月5日
議案第 9 号	令和7年度宝塚市下水道事業会計予算	可決 (全員一致)	
議案第 31号	宝塚市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 32号	宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 33号	宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 34号	宝塚市都市景観条例及び宝塚市開発事業における協働のまちづくりの推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 35号	宝塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 36号	工事請負契約（宝塚市新ごみ処理施設等整備・運営事業 整備工事）の変更について	可決 (全員一致)	

審査の状況

① 令和7年 2月28日 (議案審査)

・出席委員 ◎池田 光隆 ○大川 裕之 大島 淡紅子 おだ たか子
 寺本 早苗 中野 正 藤岡 和枝 持田 ちえ

② 令和7年 3月 5日 (議案審査)

・出席委員 ◎池田 光隆 ○大川 裕之 大島 淡紅子 おだ たか子
 寺本 早苗 中野 正 藤岡 和枝 持田 ちえ

③ 令和7年 3月14日 (委員会報告書協議)

・出席委員 ◎池田 光隆 ○大川 裕之 大島 淡紅子 おだ たか子
 寺本 早苗 中野 正 藤岡 和枝 持田 ちえ

(◎は委員長、○は副委員長)

令和 7 年第 1 回（3 月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第 8 号 令和 7 年度宝塚市水道事業会計予算

議案の概要

令和 7 年度水道事業会計予算について、地方公営企業法第 24 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるもの。

令和 7 年度予算の概要

業務の予定量

年度末給水人口 22 万 6,738 人

年間総配水量 2,406 万 8,022 m³

一日平均配水量 6 万 5,940 m³

主な建設改良事業

管路耐震化（更新）事業 9 億 2,000 万円

配水池統廃合事業（右岸地区） 2 億 2,050 万円

配水池加圧所耐震化（更新）事業 1 億 6,000 万円

収益的収入及び支出

事業収益 52 億 6,218 万 3 千円

事業費用 52 億 5,886 万 4 千円

収支差引 331 万 9 千円の黒字

資本的収入及び支出

資本的収入 14 億 2,635 万円

資本的支出 24 億 2,133 万 7 千円

収支差引 9 億 9,498 万 7 千円の不足

過年度分損益勘定留保資金等で補てん

論 点 なし

<質疑の概要>

問 1 配水池統廃合事業における新北畑加圧所新設工事及び送水管布設工事は令和 6 年度から令和 8 年度に実施するとある。令和 7 年度の予算で 2 億 2 千万円を計上しており、令和 6 年度には約 2 億 130 万円の予算が計上されていた。令和 8 年度にはどの程度の予算を計上する想定なのか。

答 1 新北畑加圧所に関わる事業は新しい加圧所から配水池に水を送るための送水管の整備が必要で、その工事は既に令和 6 年度から始めている。送水管整備も含めて、令和 8 年度まで工事を実施する予定としている。新北畑加圧所の整備として令和 8 年度は 7 億 9,200 万円を計上する予定としており、別途、送水管の工事として 1 億 4,800 万円を予定している。どちらも 3 分の 1 の国庫補助金を見込んでいる。

問 2 廃止する加圧所の跡地は住宅用地として需要が見込まれるとのことだが、ポンプ室や電気室などの機器の撤去などの費用が高額になることはないのか。

答 2 あくまでポンプ施設であり薬品等も使用しておらず、地下構造物もない。解体

費用は高額にならないと考えている。

問3 人件費について、定員適正化計画は順調に進んでいるのか。

答3 令和6年度と比較すると、技術職員が増員になっている。これは、退職する再任用の技術職員を正規職員に、技能労務職員を技術職員に置き換えるなどしている。令和6年度は実数で合計80名だが、予算要求は82名だった。令和7年度は実数に対して1名増員となるが、年度途中で退職した技術職員の補充として予算措置している。定員適正化計画にあるとおり、技術職員については増員を図っていく必要があり、全体の定員の中で配置を考え、事業の推進に影響が出ないように配慮して予算措置を行う。

問4 高松浄水場について、減損の兆候とあるが、どういうことか。

答4 現在は浄水場としての機能はなく、井戸がある以外の敷地を駐車場として利活用しており、収入を得ている。遊休資産である高松浄水場については、浄水場としての機能を廃止したため、減損の兆候はあるものの減損損失としては認識していないとして注意事項を記載している。減損損失の認識の判定は、その土地で得られる収入と売却によって得られるであろう価格からその土地の帳簿価格を差し引いてマイナスになることがあれば減損損失として認識するものであるが、高松浄水場については現状マイナスになっていないことから減損損失として認識していない。

問5 19%の料金改定をしたが、まだ給水原価が供給単価を上回っている。今後、どの程度の改定が必要なのか。

答5 現在、金利の上昇、物価高や投資の必要性、有収水量の減少などあらゆる状況を加味して財政計画を立てている。局内で合意形成を図り、審議会での意見も聞き、令和8年度には経営戦略の中でどれくらいの改定が必要かを説明していくべきと考えている。

問6 修繕費が令和6年度の当初予算と比較して約2割減額されている。令和5年度の実績に合わせて減額したとあるが、突発的なリスクに備えてのものなら、令和5年度の実績に合わせる必要がないと考えるが、どのように認識しているのか。

答6 令和7年度について予算計上の考え方を変更している。計画的な修繕については予算を計上し、突発的なリスクによる影響が大きい部分については各担当課にヒアリングを行った上で必要分を計上し管理をすることとしている。

委員間討議	なし
討 論	なし

審 査 結 果	可決（全員一致）
---------	----------

令和 7 年第 1 回（3 月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第 9 号 令和 7 年度宝塚市下水道事業会計予算

議案の概要

令和 7 年度下水道事業会計予算について、地方公営企業法第 24 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるもの。

令和 7 年度予算の概要

業務の予定量	年度末水洗化人口	22 万 3,125 人
	年間総処理水量	2,630 万 6,194 m ³
	一日平均処理水量	7 万 2,072 m ³
主な建設改良事業	公共下水道建設改良事業(雨水整備)	10 億 170 万円
	公共下水道建設改良事業(汚水整備)	7 億 7,404 万 7 千円
収益的収入及び支出	事業収益	42 億 5,139 万円
	事業費用	45 億 7,398 万 1 千円
	収支差引	3 億 2,259 万 1 千円の赤字
資本的収入及び支出	資本的収入	26 億 4,082 万 3 千円
	資本的支出	42 億 2,165 万 1 千円
	収支差引	15 億 8,082 万 8 千円の不足 過年度分損益勘定留保資金等で補てん

論 点 なし

＜質疑の概要＞

問 1 調整池維持管理事業について、すみれが丘 1 丁目の土砂をしゅんせつするとあるが、土砂しゅんせつをする基準はあるのか。

答 1 基準はないが、半年、あるいは 1 年に 1 回程度巡視し、必要に応じてしゅんせつを実施することとしている。

問 2 浸水対策事業における向月町の工事について、令和 7 年度にどの程度実施する予定なのか。

答 2 本市としては、2 工区あるうちの 1 工区を令和 7 年度予算で実施する予定にしている。県が管轄する部分については、工法等を検討し、令和 12 年を目標に実施すると聞いている。

問 3 下水道管路の老朽化対策について、「今後は、本年 2 月に策定した上下水道一体での耐震化計画に基づき重要な施設に接続する汚水管路の耐震化を推進します」とあるが、これは、国土交通省の通達にある上下水道耐震化計画の内容を踏まえたものか。

答 3 上下水道において、急所施設及び防災拠点に接続する上下水道管路等の耐震化を進めることと国が示しており、本市も計画を策定した。計画に基づき、交付金の要望等に活用していきたい。

問 4 水道事業会計からの借入れの返済及び企業債償還について今後の見通しは。

答 4 水道事業会計からの借入れについては、令和 7 年度から返済し、令和 11 年度には全て返済する予定にしている。企業債償還については減少する傾向にあるが、今後は管の更新や老朽化対策の需要が高まる。今後 10 年の経営戦略の中で計画を立てていきたいと考えている。

委員間討議	なし
討 論	なし
審 査 結 果	可決（全員一致）

令和7年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名		
議案第31号 宝塚市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について		
議案の概要		
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。		
論 点 なし		
<質疑の概要>		
なし		
委員間討議 なし		
討 論 なし		
審 査 結 果 可決（全員一致）		

令和7年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名		
議案第32号 宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について		
議案の概要		
宅地造成等規制法が改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法が本年4月1日から適用されるとともに、同法に関する一部の事務を兵庫県から移譲されることに伴い、条例の一部を改正しようとするもの。		
論 点 なし		
<質疑の概要>		
なし		
委員間討議 なし		
討 論 なし		
審 査 結 果 可決（全員一致）		

令和7年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第33号 宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律、建築基準法及び地域再生法の改正に伴い、建築事務及び住宅事務に係る手数料を改定するため、条例の一部を改正しようとするもの。	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1 今回の改正で行政の業務負担がどの程度増えると想定しているのか。	
答1 現在、建築確認申請の約99%が指定の確認検査機関で実施されている。今回の改正によって確認検査機関で業務量が増え、審査ができなくなり、市に業務が流れるとは想定していない。市の建築物については市が審査していくと考えている。	
委員間討議 なし	
討 論 なし	
審 査 結 果 可決（全員一致）	

令和7年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名		
議案第34号 宝塚市都市景観条例及び宝塚市開発事業における協働のまちづくりの推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
議案の概要		
宅地造成等規制法が改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法が本年4月1日から適用されることに伴い、所要の整備を行うため、関係条例の一部を改正しようとするもの。		
論 点 なし		
<質疑の概要>		
なし		
委員間討議 なし		
討 論 なし		
審 査 結 果 可決（全員一致）		

令和 7 年第 1 回（3 月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名		
議案第 35 号 宝塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
議案の概要		
消防団員等公務災害補償責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。		
論 点 なし		
<質疑の概要>		
問 1 宝塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給について、在籍 35 年以上という枠を設けるという改正だが、対象者はどれぐらいいるのか。		
答 1 在籍 35 年以上の団員は現在 6 名おり、基本団員が 163 名なので、1 割に満たない人数となっている。		
問 2 消防団員の訓練について、ドローンなど専門的な技術や倒壊家屋に対応するような訓練は実施しているのか。		
答 2 ドローンに特化した業者の方や外国語が話せる方が機能別消防団員に入団している。また、西谷地域は山火事が多いので山火事に対応した訓練も実施している。倒壊家屋の救出訓練については、専門的な機械を使用した訓練は実施できないが、ジャッキを使って柱を上げるなど、持っている機材を有効活用する訓練をし、スキルアップを図っている。		
問 3 消防団員は北部地区と南部地区で何名ずつ在籍しているのか。		
答 3 消防団員は北部地区を中心に編成されている。また、器具庫からおおむね 20 キロメートル以内の範囲で各分団に在籍しており、市外団員が 23 名、市内団員が 140 名在籍している。		
委員間討議 なし		
討 論 なし		
審 査 結 果 可決（全員一致）		

令和7年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名		
議案第36号 工事請負契約（宝塚市新ごみ処理施設等整備・運営事業 整備工事） の変更について		
議案の概要		
受注者から全体スライド条項の規定に基づく契約金額変更の請求があったため、賃金及び物価の全体スライドを行い、契約金額を42億2,165万2,889円増額し、505億4,045万2,889円に変更しようとするもの。		
論 点 なし		
<質疑の概要>		
問1 新ごみ処理施設の建設に関し、国の補助金は市が計画するとおりに獲得できているのか。		
答1 交付金については要綱が定められており、それに基づいた補助金を予定どおり獲得している。		
問2 国土交通省が令和7年3月から6%の労務単価引上げを公表している。これは影響するのか。		
答2 今回のスライドは令和6年3月29日を基準日としており、6%の労務単価引上げは今回のスライドには影響しない。基準日から12か月を経過した時点で、1.5%以上の物価高騰、人件費の高騰があれば再協議をして、再スライドになるので、今後は影響すると考えている。		
委員間討議 なし		
討 論 なし		
審 査 結 果 可決（全員一致）		

